

▽メッセージ

11/3 全国労働者総決起集会での挨拶

JR 東日本株主会前会長 下山房雄

1987年国鉄民営化の際の千葉動労組合員高石さんら不当解雇に対する裁判闘争が、最高裁で争われる局面になりました。東京高裁難波法廷への我々の解雇撤回・JR復帰の要求が認められなかったので、当然に同じ解雇撤回・JR復帰の要求を継続して最高裁にぶつけるわけです。この闘争勝利のための10万人署名運動を成功させるべく、私はこの壇上に立ちました。

我々の上告に対して、最高裁はどういう裁判をするのでしょうか。法律素人の私ですが、次のように推論しています。一番悪いケースは、最高裁が原審を破棄、JR採用手続きは改革法23条に拠って公正に行われたとして、高石さんらを敗北させる判決を自ら下すという場合です。既にこの種の判決を最高裁自身が何度か下しているのです、こういうことになる可能性を無視できません。しかし、もっともありそうなのは、難波判決を維持して我々の上告を棄却する途です。この場合でも、JRが不当労働行為の原罪を背負って生まれた会社であることが最高裁レベルで法的に確認されるので、社会的意義は大きいと私は考えています。しかし、我々の要求は解雇撤回・JR復帰です。

一審白石判決は、清算事業団解雇容認つまり3年だけという不可解「三百代言」的理屈のもとですが、動労など「改革労協」の強い要求を容れてJR設立委員会・国鉄合作で行われた採用基準に労働処分要件を加えた変更が無ければ高石さんらが名簿に掲載され「JRに採用されたはず」として賠償の損害額を計算したのです。ところが二審難波判決は、彼が2005年に東京地裁で下した難波判決と同じく「名簿に記載されてもJR採用になったかどうかはわからない」とこれまた不可解「三百代言」的理屈でJR復帰を完全否認しました。不当労働行為が為された事実を認めながら、先進国通例の団結権擁護を明確に謳った憲法28条を解釈改憲して違憲の現実を容認してしまったのです。最高裁がこの二審判決を破棄して、自ら解雇撤回・JR復帰の判決を下すことを我々が要求する所以です。

私は「えびな九条の会」世話人代表の務めを通じての護憲運動をこの8年、行ってきました。その運動実践のなかで折々考えることは、憲法9条と憲法28条の歴史的意義はかなり違うものだが、双方とも戦後史の中で活かされず侵されてきたという共通点です。憲法9条は、戦争放棄・戦力放棄という世界史的に先進的な規範を謳った条文で「普通の国」には無いものです。これに対して、憲法28条の謳う労働基本権は、ヨーロッパ先進国では19世紀末にかけて確立され、アメリカでは1930年代のニューディール政策の下で確立され、日本には戦後労働改革で、つまり賃金全額通貨本人払いなどの労働基準法、間接雇用禁止の職安法と並ぶ、団結—交渉—争議権容認の労働組合法のもとで導入されたものであり、「普通の国」なら当然に保障されるべきものとしてあるわけです。しかし、戦後史の中で、先ずは49-50年の国家的レッドパージに

よって、ついで 60 年代をピークとしそれ以降も執拗に実践されてきた民間大独占体典型の労務管理が不当労働行為を武器として会社派労働組合を生成育成してきたことによって、そして 80 年代の国家政策「臨調行革」による官公労組攻撃、特に国鉄民営化に反対した労組員の不当解雇によって、団結権は踏みにじられてきました。その結果が、ストライキゼロ社会、好況期にも賃金低下といった異例であり普通でない今日の日本資本主義の姿の現出でした。

自殺年々 3 万人、家族生活を維持できない雇用賃金と社会保障のもとでの少子化—人口絶対減少、ILO 1 号条約（1919 年成立）未批准下での無制限的残業のもとでの過労死などなどの異常社会を人間らしい労働と生活の社会に改革するには、左翼政党の国民的発展とそれ以上の大衆的労働組合運動の発展に懸っていると私は考えています。

不当労働行為の横行を止めることは、後者＝労組運動の発展に不可欠の要件です。我々の 10 万人署名運動を成功させ、高石さんらの権利回復を勝ち取り、日本の組合運動の発展に貢献いたしましょう。団結頑張ろう!!!

◇以下のアドレス（URL）をコピーして、貼り付けてください。（編集子）

▽「芹澤寿良のページ」参照

<メッセージ>

11・3 全国労働者集会への国鉄 1047 名解雇撤回・動労千葉最高裁闘争支援要請メッセージ
<http://e-kyodo.sakura.ne.jp/serizawa/index.htm>

11 月 3 日：日比谷野音集会＝

<http://www.doro-chiba.org/z-undou/pdf/2013113taburoid.pdf>

<http://www.doro-chiba.org/>

に参加し、以上の 5 分スピーチをした（ただし肩書は「九大名誉教授・解雇撤回 JR 復帰最高裁署名呼びかけ人」として紹介された）。

2/17、6/9 集会への engagement の当然の帰結行動です。

<http://e-kyodo.sakura.ne.jp/simoyama/130221kokuroukaiko2-17.pdf>

http://e-kyodo.sakura.ne.jp/simoyama/130620_69syukai.pdf